

# 水道料金のしくみ

# 現在の倉敷市の水道料金表(税抜)

## 倉敷市水道条例(抜粋)

※請求は2か月単位

用途	基本水量 (1箇月)	基本料金 (1箇月)	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	
			超過範囲	料金
一般用	10m <sup>3</sup> まで	900円	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	110円
			20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	126円
			30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	133円
			50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	140円
			100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> までの分	160円
			500m <sup>3</sup> を超える分	177円
湯屋用	10m <sup>3</sup> まで	900円	10m <sup>3</sup> を超える分	80円
船舶用	—	—		243円
臨時用	—	—		269円
消防用	施設準備基本料として	1栓につき 230円		115円

# 本市の水道料金の構成

## 水道料金の構成

### 基本料金と従量料金



#### ●基本料金

基本料金は、水道使用の有無に関わらず、いつでも水道が使える状態を維持しておくため、すべての使用者に負担していただく料金です。

倉敷市は基本料金に1カ月10m<sup>3</sup>の基本水量を設定しています。

#### ●従量料金

従量料金は、基本水量を超えて使用した水量に応じて負担していただく料金です。

倉敷市は、使用する水量が多いほど単価が高くなる逓増型を採用しています。

# 本市の料金体系

## ●用途別料金体系

家事用、官公署学校用、営業用、工場用、公衆浴場用といった用途区分によって料金を設定

倉敷市は、一般用、湯屋用、船舶用、臨時用、消防用の5区分で設定

※一般用には、公共施設、学校、医療機関、工場や企業などでの利用が含まれます。

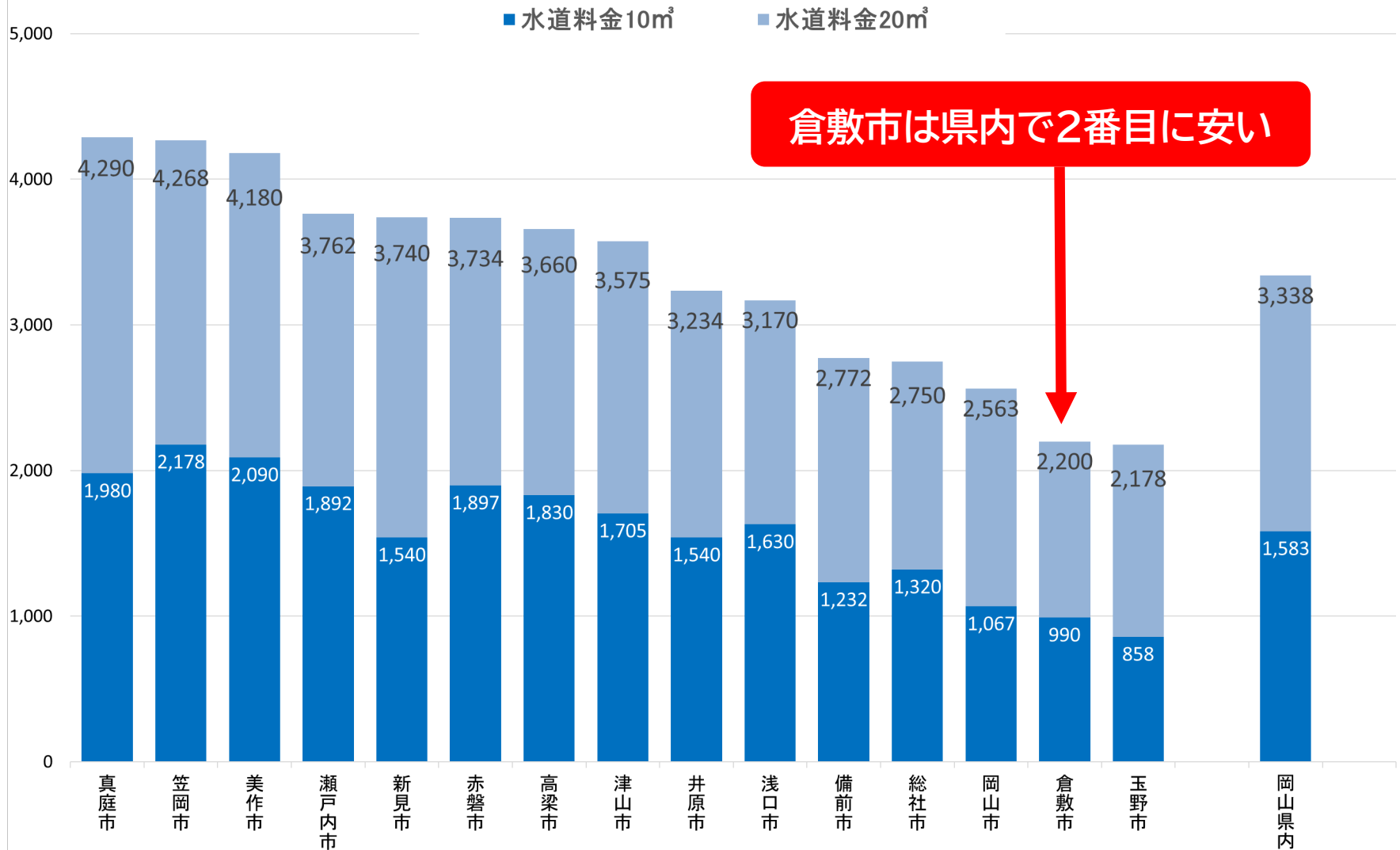
水道メーターの口径毎に料金を設定する「口径別料金体系」の自治体もあります。



# 都市別水道料金比較表(県内15市)

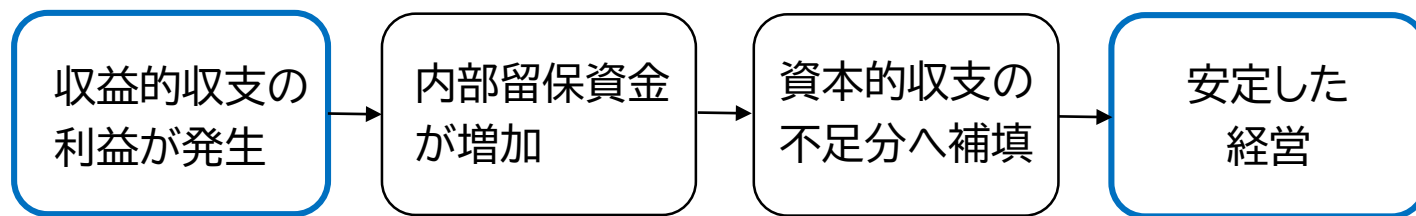
## 都市別水道料金比較表 (県内15市)

令和5年4月1日現在



倉敷市は県内で2番目に安い

・1カ月で20m³使用した場合の家事用料金(口径13mm 税込)  
・日本水道協会「水道料金表」による



## 【収益的収支】

水道事業の経営に関する取引

収入

支出

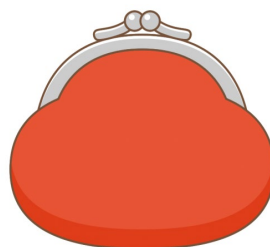
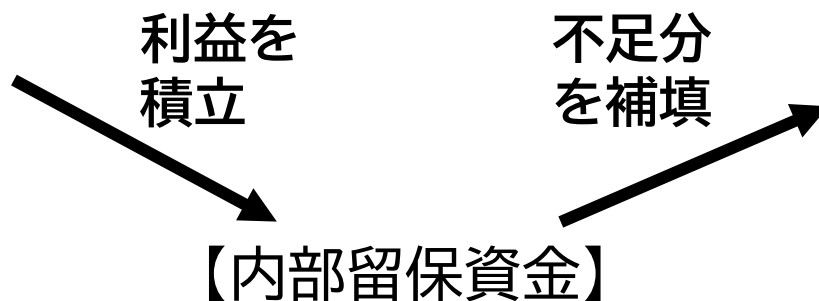


## 【資本的収支】

水道事業の整備・更新などに関する取引

収入

支出



# 投資・財政計画

(収益的収支：水道事業の経営に関する取引)

前回のおさらい

単位：億円

水道事業の経営に関する取引		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11				
収益的収支 (税抜)	収入	営業収益	料金収入	減少傾向	69.1	69.2	68.9	69.0	68.2	68.0	67.8	67.8	67.4	67.2	
			その他		7.4	7.4	7.1	9.3	7.6	7.6	7.6	7.6	7.7	7.6	
		営業外収益	長期前受金戻入		10.0	9.9	9.6	9.3	9.0	8.9	8.7	8.5	8.4	8.4	8.4
			その他		0.5	0.4	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
		計		87.0	86.9	86.2	88.0	85.2	84.9	84.5	84.3	83.9	83.9	83.6	
	支出	営業費用	人件費		8.1	8.5	7.2	8.2	8.0	8.0	8.0	8.1	8.1	8.1	
			経費	増加傾向	30.7	32.6	35.3	37.1	37.3	40.5	40.0	40.2	40.4	40.4	40.4
			減価償却費+固定資産除却費		28.5	28.9	29.3	31.0	30.7	31.6	32.4	33.0	33.8	34.6	
		営業外費用	支払利息		2.6	2.4	2.2	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.8	
			その他費用		0.2	0.6	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
計			70.1	73.0	74.2	78.7	78.4	82.6	83.0	84.0	85.1	86.1			
損益	当年度純利益		16.9	13.9	12.0	9.3	6.8	2.3	1.5	0.3	▲ 1.2	▲ 2.5			
	実質利益	R6年度から赤字	6.9	4.0	2.4	0.0	▲ 2.2	▲ 6.6	▲ 7.2	▲ 8.2	▲ 9.6	▲ 10.9			

現状の料金水準のまま推移すると  
料金収入の減少や経費の増加により、R6年度から実質利益がマイナスになる見込み

# 投資・財政計画

(資本的収支：水道施設の整備・更新などに関する取引)

前回のおさらい

単位：億円

水道施設の整備・更新などに関する取引			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
資本的収支 (税込)	収入	資本的収入											
		企業債	13.6	15.2	17.0	17.5	22.4	29.6	25.0	21.7	21.1	15.2	
		その他	3.9	3.3	2.3	3.3	3.2	2.3	2.7	5.7	2.4	2.4	
	計	17.5	18.5	19.3	20.8	25.6	31.9	27.7	27.4	23.5	17.6		
	支出	建設改良費	増加傾向	46.1	43.0	45.0	54.0	62.7	66.6	63.9	55.4	61.8	44.8
		資本的支出											
		企業債償還金		11.6	11.9	12.4	11.7	12.2	12.0	12.0	11.6	11.6	11.4
		その他		2.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	3.1	0.1	0.1
	計		59.9	55.0	57.5	65.7	75.0	78.7	76.1	70.1	73.5	56.3	
	資本的収支不足額		増加傾向	▲ 42.4	▲ 36.5	▲ 38.2	▲ 44.9	▲ 49.4	▲ 46.8	▲ 48.4	▲ 42.7	▲ 50.0	▲ 38.7
内部留保資金	R7年度から目標を下回る見込み		43.9	44.5	42.0	34.0	20.7	11.2	0.6	▲ 4.4	▲ 15.4	▲ 15.6	
企業債残高	企業債残高が継続的に増加		163.1	166.4	171.0	176.8	187.0	204.6	217.5	227.6	237.1	241.0	
企業債残高対給水収益比率 (%)			236%	240%	248%	256%	274%	301%	321%	336%	352%	359%	

R7年度から内部留保資金が20億円(くらしき水道ビジョン-2019-目標値)を下回る見込み

※「企業債残高対給水収益比率」は、給水収益(6ページ：料金収入)に対する企業債残高の割合を表すもので、企業債残高の規模を表す指標

企業債残高対給水収益比率 = (企業債残高 ÷ 給水収益) × 100

R3末現在  
類似団体軽金: 248.92%  
全国平均: 265.16%



# 水道料金について

## 独立採算制の原則

### 地方公営企業法第17条の2第2項

企業運営に関する経費は「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。」

水道事業は、水道料金などの収入によって運営される

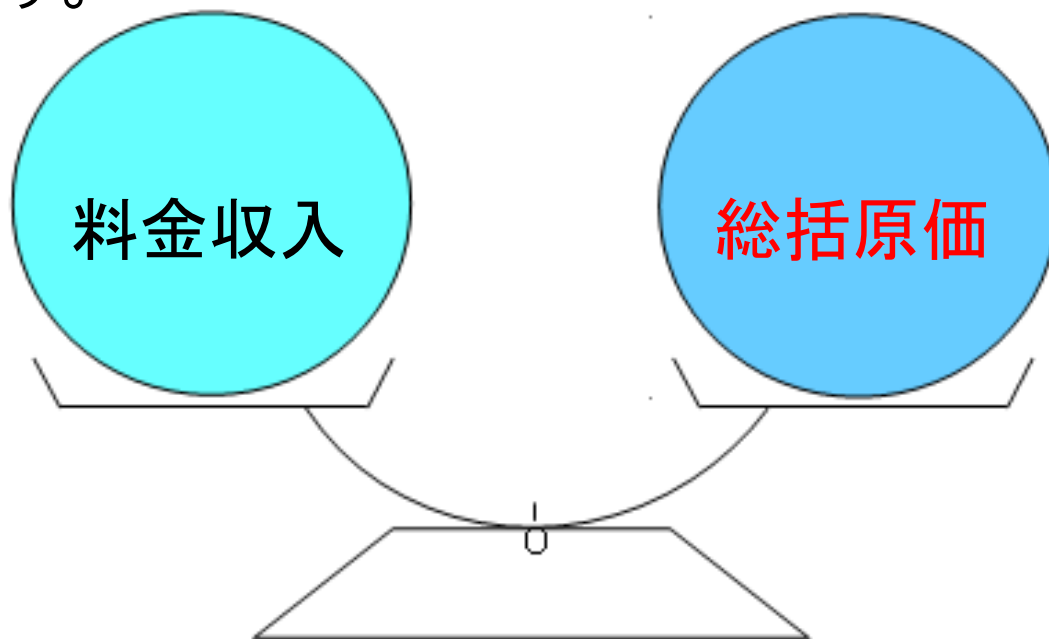
### 水道法第14条第2項各号

- ・料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- ・料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。  
など

法令に示された原則に基づき公正妥当な水道料金を設定する

# 料金設定の考え方

料金収入で、**総括原価**は賄うこととされており、双方が均衡を保つ必要があります。



水道法施行規則第12条

水道料金の算定は、概ね将来の**3～5年を基準とした料金算定期間**において、**総括原価と均衡を保つ**よう設定すること。

# 総括原価とは

水道事業では、料金収入で、収益的収支における営業費用を賄うとともに、資本的収支の不足分を補填するため、一定の利益を確保しておく必要があります。これらの費用の合計を**総括原価**といいます。

**総括原価 = 料金収入で回収すべき費用の総額**



営業費用	浄水場で水道水をつくる費用 や水道事業を運営する費用	人件費、受水費、動力費、薬品費、 施設の再構築に必要な費用など
資本費用	水道施設を強化するために必 要な費用	<b>資産維持費</b> 、支払利息(企業債の 借りに伴うもの)

水道料金は、水道法及び地方公営企業法により「能率的な経営の下における適正な原価」を基準とすることとされており、この原価のことを「**総括原価**」といい、上記の算式で表します。

# 資産維持費とは

**資産維持費**とは、水道施設の更新や耐震化のために必要となる費用（見込み額）のことで、水道局が保有する資産の額をもとに、施設の更新状況などにより、次の算式により算定します。

$$\text{資産維持費} = \text{維持すべき対象資産} \times \text{率}$$

率  
||  
資産維持率

浄水場や管路など  
水道局の所有資産

R4年度末時点：約730億円

## 水道法施行規則第12条

**資産維持費**とは、水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額

※(公社)日本水道協会発行の『水道料金算定要領』では、**資産維持率は3%を標準**とし、各水道事業者の施設の更新状況などを勘案して決定することとされている

# 水道料金算定の流れ

## 料金算定の流れ

## 検討事項

### ① 財政計画の策定

- ・ 財政収支の見積り
- ・ **料金算定期間の決定**



### ② 料金水準の算定 (総括原価の算定)

- ・ 料金総収入額の算定
- ・ **資産維持率の決定**

いくら必要なのか



### 料金改定率の決定

### ③ 料金体系の設定

- ・ 料金体系の選択
- ・ **水道料金単価、基本水量等の検討**

どのように負担してもらうのか



### ④ 料金表の確定